

令和7年度 GIGA スクール運営支援センター及び教育 ICT 支援業務 公募型プロポーザル実施要領

1 概要

- (1) 業務の名称
令和7年度 GIGA スクール運営支援センター及び教育 ICT 支援業務
- (2) 業務の内容
別紙「令和7年度 GIGA スクール運営支援センター及び教育 ICT 支援業務仕様書」
のとおり
- (3) 履行期間
契約期間：令和7年11月1日から令和10年10月31日まで（36か月）
- (4) 提案上限額
99,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- (5) 担当部局及び書類提出先等
那須塩原市教育部学校教育課学校みらい係
〒329-2792 栃木県那須塩原市あたご町2番3号
電話：0287-46-5256 FAX：0287-37-5479
e-mail：gakkoukyouiku@city.nasushiobara.tochigi.jp

2 応募者の資格要件

応募者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 那須塩原市の入札参加資格を有すること。
- (3) 那須塩原市建設工事等指名停止基準（平成17年那須塩原市告示第143号）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては、開始手続の決定後、那須塩原市入札参加資格再認定を受けていること。
- (5) 役員その他経営に実質的に関与している者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。併せて、同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していると認められること等がないこと。

3 公募型プロポーザルの日程

- | | |
|-------------------------|------------------|
| (1) 公募開始 | 令和7年5月29日（木） |
| (2) 質疑期限 | 令和7年6月11日（水）正午まで |
| (3) 参加申請期限 | 令和7年6月11日（水）正午まで |
| (4) 質疑回答期限 | 令和7年6月18日（火） |
| (5) 企画提案書提出期限 | 令和7年7月2日（水）正午まで |
| (6) 一次審査（書類審査） | 令和7年7月9日（水） |
| (7) 一次審査結果通知 | 令和7年7月16日（水） |
| (8) 二次審査
（プレゼンテーション） | 令和7年7月30日（水） |
| (9) 審査結果通知・公表 | 令和7年8月5日（火） |

4 参加手続

(1) 参加申請

本件に参加する場合は、参加申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、代表者印を押印の上、次のとおり提出すること。なお、参加申請書提出者に対し、資格確認結果等の通知は行わない。ただし、資格要件を満たさないと判断した者については、個別に通知する。

ア 提出期限 令和7年6月11日（水）正午まで（必着）

イ 提出書類 参加申請書（様式第1号） 代表者印を押印したものを1部

ウ 提出先 1(5)「担当部局及び書類提出先等」に同じ。

エ 提出方法

提出書類をPDFファイル形式で電子メールにより提出し、電話により到着の確認を行うこと。メールの件名は次のとおりとし、参加者名称は略称でも可とする。

件名：GIGAセンター：+送信年月日[yyyymmdd]+（参加者名称）

【例】株式会社△△△が令和7年6月10日に送付した場合

GIGAセンター：20250610株式会社△△△

オ 参加辞退 参加表明後、都合により辞退する場合には、速やかに参加辞退届（様式第2号）を提出すること。

(2) 質疑

本件に関し質疑がある場合は、質疑書（様式第3号）により受け付ける。

ア 提出期限 令和7年6月11日（水）正午まで（必着）

イ 提出先 1(5)「担当部局及び書類提出先等」に同じ。

ウ 提出方法

電子メールにて質疑書を送付し、電話により到着の確認を行うこと。また、電子メールの件名は、次のとおりとすること。参加者名称は、略称でも可とする。

件名：GIGAセンター：+送信年月日[yyyymmdd]+（参加者名称）

【例】株式会社△△△が令和7年6月10日に質疑書を送付した場合

GIGAセンター：20250610株式会社△△△

エ 質疑への回答

質疑への回答は、期限までに市のホームページにて回答書を掲載する。ただし、事業者選定の公平性を保てない質問には、回答しないことがある。

オ 質疑回答予定日 令和7年6月18日（水）

5 企画提案書等の提出

(1) 提出期限 令和7年7月2日（水）正午まで（必着）

(2) 提出書類

ア 企画提案書表紙（様式第4号）及び企画提案書（任意様式）

イ 履行実績等（様式第5号）※履行実績がある場合のみ提出

ウ 価格提案書（様式第6号）及び内訳書（任意様式）

(3) 提出部数 ア 紙媒体6部及び電子媒体（PDF形式）1部

イ及びウ 紙媒体1部及び電子媒体（PDF形式）1部

(4) 提出先 1(5)「担当部局及び書類提出先等」に同じ。

(5) 提出方法

紙媒体については、持参又は郵送による。電子媒体については電子メールに添付し提出すること。なお、持参する場合は、事前に来庁日時を連絡すること。また、郵送の場合は、提出期限必着とし、書留その他到達を確認できる方法に限るものとする。

(6) 作成に当たっての注意事項

ア 企画提案書表紙及び企画提案書

- ・ A4判縦型の両面印刷とし、ホチキス等で左綴じした上で、表紙を付けて6部提出すること。
- ・ 企画提案書の記述は、補足説明を要せずに理解できる内容とすること。
- ・ 企画提案書の記載内容は、6(1)「評価基準」の評価項目に準じて作成すること。なお、記載順等は問わない。
- ・ 企画提案書の記載内容は、本業務の実施義務を提案者が提示したものとすること。
- ・ 企画提案書は40ページを越えないこと。ただし、表紙及び目次はページ数に含めない。
- ・ 電子媒体はPDF形式とし、電子メールに添付し提出すること。
- ・ 企画提案書には、本業務に携わる者の氏名、資格等を可能な範囲で記載すること。
- ・ 仕様書の記載内容以外に、業務目的達成に有効な方法がある場合は、積極的に提案をすること。
- ・ 提案見積額に含めていない有料オプションなど、別途費用が必要なものは企画提案書に記載しないこと。

イ 価格提案書及び内訳書

- ・ 提案額には、業務の履行に当たって必要な一切の費用を含めること。
- ・ 価格提案書には、代表者印を押印すること。
- ・ 提案書には、費用の内訳が分かる「価格内訳書」（任意様式）を添付すること。価格内訳書には、仕様書を基に可能な範囲で金額を詳しく記載すること。

ウ その他

- ・ 企画提案書等は1者につき1案のみ提出すること。
- ・ 提出後における企画提案書等の再提出及び記載内容の変更は認めない。
- ・ 提出された書類の著作権は、事業者に帰属する。また、提出された企画提案書（電子媒体に保存されたデータを含む。以下同様）は、契約候補者の選定以外に無断で使用しないものとする。

6 評価方法等

(1) 評価基準

別表「令和7年度GIGAスクール運営支援センター及び教育ICT支援業務評価基準」のとおり

(2) 評価方法

ア 一次審査（書類審査及び価格審査）

- (ア) 提出された企画提案書等について、参加資格の確認及び評価基準による書類審査を行う。
- (イ) 一次審査の点数は、二次審査には持ち越さない。
- (ウ) 一次審査の結果、参加資格があると認められた者のうち、点数の上位3者以内を対象に企画提案に係る二次審査（プレゼンテーション）を行う。なお、企画提案書等の提出が3者以内の場合は、参加資格の確認のみを行う。
- (エ) 一次審査の結果は、令和7年7月16日（水）までに電子メールにより通知する。

イ 二次審査（プレゼンテーション審査）

- (ア) 評価基準により内容評価を行う。
- (イ) 配点は、審査委員一人当たり計100点とする。
- (ウ) 評価は、企画提案書及びプレゼンテーションにより行う。
- (エ) (イ)の合計点の最も高い者を契約候補者として選定する。なお、同点となった者が複数あった場合は、内容評価の評価点が最も高い者を契約候補者として

- 選定する。
- (3) 二次審査（プレゼンテーション）の概要
- ア 開催日時
令和7年7月30日（水）（予定）
※日時等の詳細は、電子メールにて個別に連絡する。
- イ 開催場所
西那須野庁舎202会議室
- ウ プレゼンテーション時間
提案者毎の時間は、35分（プレゼンテーション25分、質疑応答10分）とする。準備に要する時間は、別途確保する。
- オ 参加人数
参加人数は3人以内とし、本業務の主担当予定者は必ず出席すること。
- カ 注意事項
- ・プレゼンテーションの順番は、事務局で決定する。
 - ・プレゼンテーションは企画提案書を基に行うこと。
 - ・企画提案書の内容をプレゼンテーション用に再構成することは可とするが、企画提案書と異なる内容の提案は、評価対象外とする。
 - ・追加資料の提出は原則認めないが、パワーポイント等の使用は自由とする。
 - ・プレゼンテーションにおいては、事務局で用意するスクリーン、プロジェクタ、HDMIケーブル、延長コードを使用することができる。
 - ・上記のほかにプレゼンテーションに必要な電子機器等については、参加者が持参すること。
- (4) 結果通知
結果は、令和7年8月5日（火）までに電子メールにより通知する。

7 契約の締結

契約候補者に選定された者と市との間で、仕様内容、経費等について再度調整を行い、協議が調った場合、契約を締結する。協議が調わなかったときは、二次審査において次順位であった者を新たに契約候補者とし、協議を行う。

8 その他

- (1) 企画提案書の提出後、提案者が「2 応募者の資格要件」に該当しなくなったとき、提出書類に虚偽の記載があったとき、その他本実施要領等に違反したときは、当該提案者の提案は無効とする。
- (2) 企画提案書の記述は、職員が補足説明を要せずに理解できる内容とすること。
- (3) 企画提案に係る一切の費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された資料は返却しない。なお、企画提案書は選考以外の目的で提出書類等の使用、又は公表をしない。ただし、那須塩原市情報公開条例の規定に基づき、公開対象になることがある。
- (5) 審査方法、審査内容及び審査結果に対する異議は認めない。
- (6) 本プロポーザルは、随意契約の優先交渉者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。